

帰国子女入学試験、社会人入学試験、 外国人留学生入学試験、編入学試験



試験日程、試験科目、出願条件など

【出願期間】2016年10月18日(火)～28日(金)(締切日消印有効) 【入学検定料】35,000円

※帰国子女入試において海外からの郵送の場合は10月28日(金)必着

【試験日】11月12日(土) ※音楽学科は11月11日(金)～12日(土) (試験地 本学) 【合否結果通知】11月18日(金)

【入学手続期限】1次 12月9日(金) 2次 2017年3月24日(金)

学部・学科	募集人員(一は募集なし)			出願条件 ^{※1} 出願時TOEFL、TOEIC、IELTSスコア要提出				試験科目
	帰国子女 入学試験	社会人 入学試験	外国人 留学生 入学試験	帰国子女 入学試験	社会人 入学試験	外国人 留学生 入学試験	編入学試験 (募集年次は 3年次)	
文学部 英文学科	若干名	若干名	若干名	—	要提出(スコア下限あり)		—	面接
文学部 総合文化学科				—	要提出(スコア下限あり)		—	学科別小論文、面接
人間科学部 心理・行動科学科				—	要提出(スコア下限あり)		—	学科別小論文、面接
人間科学部 環境・バイオサイエンス学科				提出不要		—	学科別小論文 [英文読解含む]、面接	
音楽学部 音楽学科 ^{※2 ※3}	—	—	1名	—	要提出	提出 不要	提出 不要	楽典、ソルフェージュ(聴音・新曲視唱)、 主専攻実技・副専攻ピアノ実技、面接

※1)TOEFL、TOEIC、IELTSスコア要提出と記載されている場合は、出願締切日を基準として取得後1年以内のスコアレポート(原本)を出願時に提出してください。
(ITP、IPも可) また、スコア下限ありと記載されている場合の基準値は以下の通りです。TOEFL iBT / 45 TOEFL CBT / 133 TOEFL PBT / 453
TOEIC / 450 IELTS / 4.5(英文学科) 4.0(総合文化学科、心理・行動科学科)

※2) 社会人入学試験、外国人留学生入学試験、編入学試験において舞踊専攻の募集はありません。また、編入学試験においては原則として3年次への編入ですが、取得単位数などにより2年次への編入となる場合があります。その場合は合格者発表の際にお知らせします。

※3) 外国人留学生入学試験志願者に対しては、楽典、ソルフェージュ(聴音・新曲視唱)、副専攻ピアノ実技を免除する場合があります。

出願資格

帰国子女入学試験

外国で学校教育を受けた者で、次の各項のいずれかに該当する女子(外国に設置されている学校でも文部科学大臣の認定した在外教育施設に在籍していた者については、その期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない)

1. 外国において学校教育における12年の課程を2016年4月から2017年3月末までに修了した者および修了見込みの者で、最終学年を含めて2年以上継続して外国の学校に在籍した者、またはこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
2. 国際バカロレア資格またはアビトゥア資格を有し2017年3月末までに満18歳に達する者で、原則として上記1)に準ずる者
3. 外国において、学校教育における12年の課程を通じ、継続して2年以上外国の学校に在籍し、引き続き日本の高等学校の2年生以上に編入学し、2017年3月末までに卒業見込みの者
なお、出願資格について疑問がある場合は事前に入学センターまでお問い合わせください

社会人入学試験

2017年4月1日現在25歳以上の者で、次の各項のいずれかに該当する女子

1. 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ)を卒業した者および2017年3月に卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および2017年3月に修了見込みの者
3. 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

外国人留学生入学試験

外国の国籍を有し、次の各項のいずれかに該当する女子

1. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者
2. 1年間日本国内にあって高等学校に就学し、高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められる者

編入学試験

次の各項のいずれかに該当する女子

1. 4年制大学を卒業した者および2017年3月に卒業見込みの者
2. 大学2学年を修了した者および2017年3月に修了見込みの者で、62単位以上を修得済または修得見込みの者
3. 短期大学を卒業した者および2017年3月に卒業見込みの者
4. 高等専門学校を卒業した者および2017年3月に卒業見込みの者
5. 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者または修了見込みの者
(学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)